

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年 2月20日
【会社名】	株式会社大垣共立銀行
【英訳名】	The Ogaki Kyoritsu Bank, Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 土屋 嶮
【本店の所在の場所】	岐阜県大垣市郭町 3丁目98番地
【電話番号】	(0584)74-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役総合企画部長 境 敏幸
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区八丁堀 2丁目 6番 1号 株式会社大垣共立銀行 東京事務所
【電話番号】	(03)3552-8093(代表)
【事務連絡者氏名】	東京事務所長 太田 真吾
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 3,906,000,000円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年 2月10日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当行普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社大垣共立銀行 名古屋支店 (名古屋市中区栄 3丁目 6番 1号) 株式会社大垣共立銀行 東京支店 (東京都中央区八丁堀 2丁目 6番 1号) 株式会社大垣共立銀行 大阪支店 (大阪府中央区本町 3丁目 5番 7号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2番 1号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3丁目 8番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	9,000,000株	完全議決権株式であり株主の権利に特に制限のない当行における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1. 平成29年2月20日(月)の取締役会決議によります。

2. 本募集とは別に、平成29年2月20日(月)の取締役会において、当行普通株式56,000,000株の新株式発行及び当行普通株式5,000,000株の自己株式の処分の合計61,000,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当行株主から9,000,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

3. 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本件第三者割当増資」という。)であります。オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	9,000,000株	3,906,000,000	1,953,000,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	9,000,000株	3,906,000,000	1,953,000,000

(注)1.本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3.に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当行と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		みずほ証券株式会社	
割当株数		9,000,000株	
払込金額の総額		3,906,000,000円	
割当予定先の内容 (平成28年9月30日現在)	本店所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
	代表者の氏名	代表取締役社長 坂井 辰史	
	資本金の額	1,251億円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主及び持株比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 95.8%	
当行との関係	出資関係	当行が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当行の株式の数(平成29年1月31日現在)	265,000株
	取引関係	一般募集の事務主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

2.資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。

3.発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1.	未定 (注)1.	1,000株	平成29年3月27日(月)	該当事項はありません。	平成29年3月28日(火)

(注)1. 発行価格(会社法上の払込金額。以下同じ。)については、平成29年3月1日(水)から平成29年3月6日(月)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価格と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

2. 本件第三者割当増資においては全株式をみずほ証券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
3. みずほ証券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
4. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社大垣共立銀行 本店	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社大垣共立銀行 本店	岐阜県大垣市郭町3丁目98番地

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,906,000,000	19,300,000	3,886,700,000

(注)1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額は、平成29年2月10日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当行普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限3,886,700,000円については、本件第三者割当増資と同日付をもって決議された一般募集の手取概算額26,343,200,000円と合わせた手取概算額合計上限30,229,900,000円について、平成29年9月までに全額を貸出金等運転資金に充当する予定であります。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

オーバーアロットメントによる売出し等について

当行は、平成29年2月20日(月)の取締役会において、本件第三者割当増資とは別に、当行普通株式56,000,000株の新株式発行及び当行普通株式5,000,000株の自己株式の処分の合計61,000,000株の一般募集(一般募集)を行うことを決議しておりますが、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の事務主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当行株主から9,000,000株を上限として借入れる当行普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。本件第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、みずほ証券株式会社が上記当行株主より借入れた株式(以下「借入れ株式」という。)の返還に必要な株式をみずほ証券株式会社に取得させるために行われます。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年3月22日(水)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返還を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当行普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当行普通株式は、借入れ株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当行普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返還に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、みずほ証券株式会社は、当該オーバーアロットメントによる売出しからの手取金を原資として、本件第三者割当増資に係る割当てに応じ、当行普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第204期(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)平成28年6月22日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第205期第1四半期(自 平成28年4月1日 至 平成28年6月30日)平成28年8月5日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第205期第2四半期(自 平成28年7月1日 至 平成28年9月30日)平成28年11月11日関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第205期第3四半期(自 平成28年10月1日 至 平成28年12月31日)平成29年2月10日関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年6月29日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)までの間において変更及び追加が生じております。以下の内容は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については、_____ 罫を付しています。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は以下「事業等のリスク」に記載された事項を除き本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

事業等のリスク

当行及び連結子会社から成る当行グループ(以下、「当行」という。)の事業等のリスクについて、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。

当行は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生を回避するための施策を講じるとともに発生した場合には迅速かつ適切な対応に努める所存であります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日(平成29年2月20日)現在において判断したものであります。

(信用リスク)

(1)不良債権の状況

当行は本部専門部署による企業再生支援やオフバランス化の実施等によって、不良債権比率を減少させてまいりました。しかしながら、経済環境の変化によって、貸出先の業績悪化や担保価格の下落等により、不良債権及び与信関連費用が再び増加した場合、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 貸倒引当金の状況

当行は貸出先の状況、差入れられた担保の価値及び貸倒の実績に基づいて、合理的に貸倒引当金を算定し、計上しております。しかしながら、実際の貸倒が見積もりを大幅に上回り、貸倒引当金の積み増しを行った場合、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 貸出先への対応

当行は、貸出先の経営状況が悪化した場合や債務不履行となった場合においても、貸出先の再生計画等から、債権回収の実施や法的権利を行使せずに、状況に応じて債権放棄や金融支援等を行うことがあります。しかしながら、そうした対応、支援にもかかわらず企業再生が奏功しない場合、不良債権や与信関連費用の増加に繋がり、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(4) 権利行使の困難性

当行は、担保として差入れられた物件を、流動性の欠如や価格の下落等の事情により換金、または貸出先の保有するこれらの資産に対して強制執行することが事実上できないおそれがあります。

(5) 特定の貸出先及び業種への依存

当行は、特定の貸出先及び業種に与信が集中しないようにリスク分散に努めておりますが、特定の大口与信先の信用状態が悪化した場合、あるいは特定の業種の業況が悪化した場合は、与信関連費用が増加し、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(6) 地域経済の動向に影響を受けるリスク

当行は、岐阜県、愛知県を主要な営業基盤としております。そのため、これらの主要な営業地域の経済が悪化した場合には、取引先の業況悪化等を通じて信用リスクが増大し、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(市場リスク)

(1) 金利リスク

貸出や有価証券による資金運用と預金等による資金調達には、金利または期間のミスマッチが存在しております。当行は金利・市場予測のもと、こうした運用・調達のミスマッチを分析・管理しておりますが、予期せぬ金利変動等が発生した場合、利鞘の縮小等に繋がり、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) 有価証券の価格下落リスク

当行は資金運用として、国債・地方債等の債券、上場株式及び外国証券等の有価証券を保有しております。景気や市場動向あるいはカントリーリスクによって保有している有価証券の価格が下落した場合、減損もしくは評価損が発生し、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(3) 為替リスク

当行は外貨建て資産及び負債を保有しております。為替相場の変動によってこれら外貨建て資産もしくは負債に不利に影響し、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(4) デリバティブ取引に係るリスク

当行は資産及び負債の総合管理（ALM）や相場変動リスク等のヘッジ目的、取引先に対するリスクヘッジ手段の提供、または一定の限度額範囲で収益獲得を目的としたトレーディング等のため、デリバティブ取引を利用しております。当行のリスク管理体制によりコントロール可能なリスク量となるように管理しておりますが、金利や為替に関し想定を超える変動が生じる等の場合には、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(流動性リスク)

当行は安定的な資金繰りを行うために資金の運用・調達を管理しておりますが、内外の経済情勢や市場環境の変化等の影響によって、資金繰りに影響を及ぼし、通常より著しく不利な条件での資金調達を余儀なくされることがあった場合、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(オペレーショナル・リスク)

(1) 事務リスク

当行は様々な新商品・新サービスを展開しており、そうした展開を実施していく上で事務レベルの向上は欠かせないものと位置づけております。研修や事務指導などの実施によって、事務レベルの向上に努めておりますが、役職員が故意または過失によって事務ミスを起こしたことにより、事故やトラブルが発生し、損失が発生した場合、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(2) システムリスク

当行は銀行業務の運営において、基幹系システムをはじめ様々なコンピュータシステムやネットワークを利用しております。そうした状況において、コンピュータシステムの誤作動やシステムダウンなどの障害が発生した場合、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(その他のリスク)

(1) 事業展開が奏功しないリスク

当行は、地域に貢献するサービス業としてお客さま目線のサービスと収益力のバランスある強化を目指し、様々なビジネス戦略を展開しておりますが、以下のものをはじめとする様々な要因により、これら戦略が奏功しないか、当初想定していた結果をもたらさない可能性があります。

競争激化や市場環境の変化により、貸出金の量的拡大や利鞘の改善が進まないこと
有価証券運用についてリスク管理での想定を超える市場等の変動等により、期待収益を得られないこと
預り資産の販売において、販売環境の変化等により期待収益を得られないこと
経営の効率化が期待通りに進まないこと

(2) 自己資本比率に関するリスク

当行は、海外営業拠点を有しておりませんので、連結自己資本比率及び単体自己資本比率を「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」(平成18年金融庁告示第19号)に定められている国内基準(4%)以上に維持する必要があります。

当行の自己資本比率が要求される水準を下回った場合には、金融庁長官から、業務の全部または一部の停止等を含む様々な命令を受けることとなります。

当行の自己資本比率に影響を与える要因には以下のものが含まれます。

債務者および債券発行体の信用力悪化に際して生じうるリスクアセットの増加
不良債権の処分及び債務者の信用力の悪化に際して生じうる与信関連費用の増加
有価証券ポートフォリオの価値の低下
繰延税金資産計上額の減額
その他の不利益な展開

(3) 税効果会計に関するリスク

当行は、現時点の会計基準等に基づき、将来実現すると見込まれる税金費用の減少を繰延税金資産として計上しております。繰延税金資産の計算は、将来の課税所得予想や実現可能性の検討を含む様々な仮定に基づき行っております。

今後、繰延税金資産の回収可能性の変化や会計基準等の変更、税制改正等により繰延税金資産が減額された場合、当行の業績、財務内容並びに自己資本比率へ悪影響を及ぼすおそれがあります。

(4) 年金債務に関するリスク

年金資産の時価が下落した場合や、年金資産の運用利回りが想定を下回った場合、また、予定給付債務を計算する前提となる保険数理上の前提及び仮定に変更があった場合に、損失が発生するおそれがあります。また、年金制度の変更により未認識の過去勤務費用が発生するおそれがあります。金利環境の変動その他の要因も年金債務及び未認識債務に影響を及ぼすおそれがあります。

(5) 情報漏えいに係るリスク

当行は、情報管理についてセキュリティポリシーのもと、徹底した管理に努めております。

しかしながら、内部者または外部からの不正アクセスにより、顧客情報が漏えいした場合、顧客の経済的・精神的被害に対する損害賠償等の直接的な損失に加え、信用力の低下等に繋がり、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。

- (6) 外部委託に伴うリスク
当行は、いくつかの業務について外部への委託を行っております。業務の外部委託にあたっては、委託先の適格性、継続的な管理に努めておりますが、委託先において委託業務の遂行に支障をきたした場合や、顧客情報の漏洩、紛失及び改ざん等があった場合に、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (7) 規制・制度改正リスク
当行は銀行法をはじめ、各種法令・制度等の規制のもとに業務を運営しております。将来において、そうした各種法令・制度改正が当行にとって不利に影響した場合、業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (8) 法令等遵守(コンプライアンス)に係るリスク
当行では、各種法令規制が遵守されるように、役職員に対して、コンプライアンスの徹底に努めております。しかし、これら法令規制が遵守されなかった場合、損害賠償、信用力の低下等に繋がり、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (9) 金融犯罪に係るリスク
当行では、金融犯罪防止への各種対策を実施しておりますが、金融犯罪が発生した場合、お客さまへの補償や損害金の発生等によって、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (10) 風説・風評の発生に係るリスク
当行では、ディスクロージャー誌等の発刊物や積極的な広報・IR活動等を通じて、経営情報等について広く提供し、風説・風評の発生防止に努めております。しかしながら、インターネットの普及等により、事実と異なる風説・風評が発生、拡散しやすい環境となっております。そうした風説・風評の流布により、市場等に悪影響を及ぼし、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (11) 災害等に係るリスク
大規模な災害や感染症の流行等が発生した場合に、当行の営業インフラが被害を受ける可能性があります。また地域の取引先にも大規模災害等の影響が及ぶ可能性があります。この場合、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。また、当行の主要な営業地域である東海地区においては大規模な地震の発生が予想されており、当行は地震発生等に対するコンティンジェンシー・プラン等の対応は行っておりますが、必ずしもあらゆる事態に対応できるとは限らず、被害の程度によっては業務遂行に重要な支障をきたすおそれがあり、その結果当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (12) 格付低下によるリスク
当行では外部格付機関による格付を取得しております。格付は資金調達手段が多様化する上で重要となっており、格付が引き下げられた場合、資本や資金調達において条件の悪化や費用の増加などに加え、社会的信用が低下することに繋がり、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (13) 減損会計によるリスク
当行は固定資産を保有しており、減損会計を行っております。今後の経済情勢や不動産価格の変動等によって保有している固定資産の価格が大幅に下落した場合などに新たな減損を実施することとなり、当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (14) 重要な訴訟事件等の発生に係るリスク
現在特に記載すべき事項はありませんが、今後の事業活動の過程で訴訟を提起される可能性があり、その結果によっては当行の業績や財務内容に悪影響を及ぼすおそれがあります。
- (15) 期間損益の変動に係るリスク
信用リスクの著しい悪化及び金利、有価証券価格、為替の変動並びにデリバティブリスク等の影響や大規模システム投資等により、期間損益が変動するおそれがあります。なお、平成28年度には、想定を超える著しい市場金利の低下により仕組貸出債権を売却し、貸出金売却益7,682百万円を計上しております。また、当行は、平成29年度に基幹システムの更新を予定しておりますが、当該システムの更新に伴い、当該年度以降において年間償却額1,834百万円程度(5年償却予定)を経費として計上する予定であります。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社大垣共立銀行 本店

(岐阜県大垣市郭町3丁目98番地)

株式会社大垣共立銀行 名古屋支店

(名古屋市中区栄3丁目6番1号)

株式会社大垣共立銀行 東京支店

(東京都中央区八丁堀2丁目6番1号)

株式会社大垣共立銀行 大阪支店

(大阪府中央区本町3丁目5番7号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社名古屋証券取引所

(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

(注) 東京支店及び大阪支店は金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。